



平成 21 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社宮入バルブ製作所
代表者名 代表取締役社長 佐野 邦男
(コード番号 6495 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 市原 昭
(TEL 03-3535-5575)

第三者割当により発行した株式の割当先による譲渡に関する調査結果について

株式会社宮入バルブ製作所（以下、「当社」という）が平成 20 年 6 月 20 日に発行した、第三者割当増資による新株式について、平成 21 年 7 月 14 日付『縦覧書類「第三者割当により発行された株式の譲渡に関する報告書」の一部訂正についてのお知らせ』の中で報告した、「訂正が生じた理由の詳細等」に関して、社内調査がまとまりましたので下記のとおり報告いたします。

記

<本調査報告書提出までの経緯について>

当社は平成 20 年 6 月 20 日付にて株式会社エーアンドケー（以下、「当該割当先」という）を割当先とする第三者割当増資による新株式 600 万株を発行いたしました。その後、開示の経緯は次のとおりです。

1. 平成 21 年 5 月 22 日付縦覧書類

株式会社東京証券取引所より確認を求められ、当社は当該割当先に対して割当株式の譲渡について照会したところ、既に 600 万株を譲渡済である旨の回答がありましたので、平成 21 年 5 月 22 日付縦覧書類により届出いたしました。なお、その際、当該割当先からの回答を受けて「譲渡を受けた者の氏名及び住所：市場内売却のため不明」、「譲渡日平成：20 年 8 月～12 月」、「譲渡価格及び譲渡方法：市場による売買」と届出いたしました。

2. 平成 21 年 7 月 10 日付訂正縦覧書類及び平成 21 年 7 月 14 日付『縦覧書類「第三者割当により発行された株式の譲渡に関する報告書」の一部訂正についてのお知らせ』

その後、株式会社東京証券取引所より再度確認を求められ、当社は当該割当先に対して割当株式の譲渡について再度照会したところ、当該割当先から譲渡先、譲渡日、譲渡方法に錯誤があったとの回答を受け、「譲渡を受けた者の氏名及び住所：市場外により法人 5 社及び個人 6 名に売却」、「譲渡日：平成 20 年 6 月 20 日」、「譲渡価格及び譲渡方法：市場外による売買」と平成 21 年 7 月 10 日付訂正縦覧書類により届出いたしました。

また、平成 21 年 7 月 14 日付『縦覧書類「第三者割当により発行された株式の譲渡に関する報告書」の一部訂正についてのお知らせ』の中で「訂正が生じた理由の詳細等については、現在、調査・確認中でありますので、結果が判明次第お知らせいたします。」と開示させていただいております。

<訂正が生じた理由の詳細等について>

当社と当該割当先との間において、本増資に関わる割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはございません。但し、当該割当先との間において割当を受けた日から 2 年間に於いて当該新株式の全部又は一部を譲渡した場合は、直ちに譲渡を受けた者の氏名又は名

称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けており、この点については、株式会社東京証券取引所へ提出済の平成20年6月23日付「確認書」（縦覧書類）記載のとおりであります。

しかしながら、当該割当先は、割当日同日の平成20年6月20日に譲渡を行っていたことについて、平成21年6月16日まで当社に対して報告をいただけませんでした。

当社は、平成21年6月16日付の当該割当先からの報告により初めてその事実を確認し、当該割当先に事実関係を問いただしましたところ、当該割当先の譲渡についての認識に大きな誤りがあったことが判明致しました。すなわち、当該割当先は当増資の割当先を引き受けるに際し、複数の出資者から新株式の割当に応じた資金を預かり、平成20年6月20日の当社増資割当日同日、出資者に対し出資額分に応じた新株式を渡したとのことでした。この行為を当社から指摘されるまでは、当該割当先は、上記行為が譲渡（市場外）に該当するとの認識が無かったとのことでした。

当社といたしましては、当該割当先からの報告内容について意図的な虚偽があったとの認識はなく、今回の混乱は、当該割当先の証券取引についての知識不足、理解不足に起因するものと判断しております。当該割当先は株式取引及び開示内容等について、はなはだ不慣れでありましたことは否定できません。しかしながら、当社は、新株式の発行者として、株式取扱業務に不慣れな当該割当先に対し、払込資金内訳の詳細な確認及び割当後の当該割当先の確認、指導等が不十分でありましたことを反省しております。

<再発防止策について>

今回の第三者割当増資による新株式の発行に関しましては、開示内容の誤報が生じ、市場、ステークホルダーならびに株式会社東京証券取引所に対し、混乱とご迷惑をかけたことを深くお詫び申し上げます。

このため、当社は、今後二度とこのような不祥事が起こらない様、企業のコンプライアンスの徹底を下記の施策により実施し、再発防止を図る所存であります。

- ・ 平成20年10月より、内部統制監査室を設置し内部監査の強化を図っております。
- ・ 平成20年11月より、監査法人与定期的な報告会を行い、諸問題および諸課題に関しては事前相談を励行し指導を受けております。
- ・ 平成21年5月より顧問弁護士契約を締結し、諸問題および諸課題に関しては事前相談を励行し指導を受けております。
- ・ 平成21年6月の定時株主総会より、弁護士を社外監査役に選任させ、取締役会の監査の強化を図っております。

以上